

期限付酒類小売業免許届出書（CC1-5105）の記載要領

- 1 この届出書は、臨時に販売場を開設しようとする日の10日前までに、当該販売場の所在地の所轄税務署長に提出してください。

なお、期限付酒類小売業免許について届出による免許の取扱いを受けられる場合は、「届出による免許の要件」欄に規定する要件を充足している場合に限られますので、要件に該当しないときは、この取扱いは受けられません。
- 2 「販売場の所在地及び名称」欄には、催物等の開催場所である施設、建物等の所在地及び名称を次により具体的に記載するとともに、当該施設、建物等の概要図面及び販売場の位置を記入した図面を添付してください。
 - (1) 「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番を記載してください。
 - (2) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示を記載してください。
 - (3) 「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。
- 3 「酒類販売管理者の選任(予定)」欄には、酒類販売管理者として選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 4 「販売する酒類の範囲（品目等）」欄には、免許を受けている酒類の品目の範囲内において、販売しようとする酒類の品目及び容器の容量等を記載してください。
- 5 「既に有している主たる酒類販売（製造）場の明細」欄には、既に免許を受けている酒類販売（製造）場のうち主たる酒類販売（製造）場の所在地、名称及びその所在地を所轄する税務署名を記載してください。
- 6 「免許を受けている酒類の品目」欄には、現に免許を取得している酒類製造場又は酒類販売場（期限付酒類小売業免許に係るものを除く。）の免許に付けられている製造又は販売する酒類の範囲の条件に係る酒類の品目を記載してください。
- 7 「臨時販売場の開設区分」欄には、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（以下「博覧会場等」といいます。）の区分を記載してください。
- 8 「臨時販売場の開設期間」欄には、客観的に明瞭である催物等の開催期間内における酒類の臨時販売場の開設期間又は開設期日を記載してください。
- 9 関係書類は、「酒類販売業免許等申請書類一覧（CC1-5104-2）」のeに定める必要書類のほか、博覧会場等において臨時販売場を開設しようとする場合には、催物等の具体的内容についてのパンフレット等（催物等の内容、開催期間、開催期日及び当該場所への入場者の入場料金等が客観的に明瞭であるもの。）を添付し、その目録を付けてください。

なお、当該一覧に定める添付書類は原則的なものであって、届出者が過去6か月程度の期間内に他の酒類販売業免許等の申請を行っており、その際提出されている書類を利用することができる場合等、税務署長が他の方法により確認することができるため関係書類の添付は特に必要がないと認めた場合は、その添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、届出前に税務署と十分相談してください。
- 10 ※印欄は記載しないでください。